

# 一般社団法人兵庫県農業会議農業委員会ネットワーク業務 に関する規程

## I 総則

### 1 目的

この規程は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第44条第1項の規定に基づき、法第42条第1項の農業委員会ネットワーク機構(以下「機構」という。)として兵庫県知事(以下「知事」という。)の指定を受けた一般社団法人兵庫県農業会議(以下「この法人」という。)が行う法第43条第1項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施方法等を定め、もってその適正かつ確実な実施に資することを目的とする。

### 2 基本方針

この法人は、法及びこれに基づく命令等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確に農業委員会ネットワーク業務を実施する。

## II 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

### 1 業務実施体制

この法人は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関する組織を構成し、これに従事する役員及び職員を適切に配置する。

### 2 業務の内容・実施方法等

この法人が行う農業委員会ネットワーク業務の内容及び実施方法は、以下のとおりとする。

#### (1) 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

この法人は、農業委員会等からの問い合わせ及び相談に対応するため、これに必要な職員を配置するほか、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習・研修会の開催等の必要な業務を行う。

#### (2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

この法人は、農業委員会等の協力を得て農地に関する情報を収集・整理し、農業委員会や農業者、関係行政機関及び農地中間管理機構等に対し、必要な情報を提供する。

#### (3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

この法人は、新規参入希望者等による就農・参入に対応するため、これに必要な職員を配置するほか、これらの者に対し、相談対応や説明会の開催、情報提供、研修機関の紹介及び関係農業委員会との連絡調整等の必要な業務を行う。

#### (4) 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

この法人は、農業者等からの法人化等に関する相談に対応するため、これに必要な職員を配置するほか、農業経営の合理化及び法人化の推進のための研修会の開催、中小企業診断士や税理士等の派遣等の必要な業務を行

う。

(5) 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

この法人は、認定農業者等を対象とした研修会の開催等により、その主体的な組織化の取組みを支援するほか、認定農業者等を構成員とする農業者組織の事務局を担当する等の組織運営の支援のための必要な業務を行う。

(6) 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

この法人は、農地価格や農作業料金等に関する調査を実施するほか、広く農業一般についての情報を収集し、農業者、農業委員会及び農地中間管理機構等の関係機関に対し情報の提供を行う。

また、調査及び情報の提供にあたっては、法第 42 条第 1 項により農林水産大臣の指定を受けた機構及び農業委員会と適切に連携する。

(7) 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

この法人は、定款の定めるところにより、農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務について、関係行政機関との調整のもと、適正かつ円滑に処理する。

また、役職員に対して、この業務が行政機関の処分に影響を与えるものであることを認識し、特に公正な処理を行うべきものであることを周知する。

### Ⅲ 農業委員会ネットワーク業務における情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

#### 1 秘密の保持

この法人は、法第 47 条の規定に基づき、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密の保持を徹底させる。

#### 2 個人の権利利益侵害禁止

この法人は、役員及び職員が農業委員会ネットワーク業務を遂行するため個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。

#### 3 個人情報の目的外使用の禁止

この法人は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を当該業務の遂行以外の目的には使用させないものとする。

#### 4 個人情報保護管理者の設置

この法人は、個人情報の安全管理の実施及び運用に関する事務を総括するため、一般社団法人兵庫県農業会議個人情報保護規程第 17 条に規定する個人情報保護管理者（以下「個人情報保護管理者」という。）を 1 人置く。

#### 5 個人情報の取得

この法人は、役員及び職員が、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を取得する場合には、当該業務の遂行に必要な限度において行うこととする。その際、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行わないものとする。

## 6 個人情報の取扱い

この法人は、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、役員及び職員に対し、個人情報の管理を厳重に行わせる。

特に、保有する個人情報の複製若しくは送信又は個人情報の可搬性外部記録媒体への記録並びに個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しは、個人情報保護管理者が特に必要と認める場合以外には行わないものとする。

また、保有している個人情報が不要となった場合には、当該情報の復元、判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

## 7 農地情報公開システムに関するセキュリティ対策

農地情報公開システムを利用して個人情報を含む情報を取り扱う場合には、以下のセキュリティ対策を講ずる。

- (1) 個人情報にアクセスするための識別・認証システムを構築する。
- (2) 個人情報にアクセスできる権限を付与する者は、必要最低限の者とする。
- (3) 個人情報を容易に複製できないよう、厳格な制限を設ける。
- (4) 個人情報へのアクセス状況並びに個人情報の登録、削除および複製の状況の記録を徹底し、不正を疑われるような異常がないか、定期的に確認する。
- (5) ネットワーク外部からの不正アクセスを制御するため、ファイアウォールの設定等による防御システムを構築する。
- (6) オペレーティングシステム及びソフトウェアに関する脆弱性対策、ウイルス対策ソフトの更新等を講ずる。
- (7) 個人情報にアクセスできる端末は、一般のインターネット回線には接続しないものとする。
- (8) 個人情報にアクセスできる端末の使用については、個人情報保護管理者が指定する者以外は使用できないよう、パスワード等の設定による適切な管理を行う。

また、当該端末については、その使用の際に外部の者が見ることのできないように、設置場所等にも配慮する。

## 8 個人情報の第三者への提供

この法人は、役員及び職員が、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

なお、その場合は、提供を受ける者に対し、利用目的、利用形態、利用後の廃棄又は返還等の方法を記載した書面の提出をさせなければならないものとする。

ただし、各機構、農業委員会、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定められた者に提供する場合は、この限りでない。

## 9 個人情報の取扱いに関する苦情対応

この法人は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報の取扱いに関する苦情への適切かつ迅速な処理に努めさせる。

その際、苦情処理窓口の設置等必要な体制を整備するとともに、当該窓口の設置等に関し、何人にも知り得る状態におく。

#### **10 法令等違反時の対応**

この法人は、役員及び職員に対し、その取り扱う個人情報について法令若しくは本規程に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに個人情報保護管理者に報告させ、その対策を講じさせる。

また、報告を受けた個人情報保護管理者は、直ちにその旨を、機構を主管する兵庫県担当部署に報告する。

#### **11 個人情報の管理状況の監査・点検等**

個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況について、定期又は随時に監査・点検を実施し、個人情報の取扱い方法の見直しその他必要な措置を講ずる。

また、個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う全ての役員及び職員に対し、個人情報の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し必要な教育研修を定期的（年1回以上）に行う。

#### **12 その他個人情報保護に必要な措置**

この法人は、1から11に掲げるもののほか、一般社団法人兵庫県農業会議個人情報保護規程を定めるなど、個人情報の保護のため必要な措置を講ずる。

### **IV その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項**

#### **1 業務委託**

この法人は、農業委員会ネットワーク業務のうち、委託することが適当と認められるものについて、適切な管理を行う能力を有すると認められる者を委託者として選定し、業務内容を明確にして委託する。

その際、競争入札等によるコストの低減及び透明性の確保に努める。

また、契約書には、秘密の保持や再委託の禁止等必要な事項を明記するとともに、委託者に対し、必要かつ適切な監督を行う。

#### **2 監督命令、指定取消しの際の対応**

この法人は、法第49条の規定による監督命令に速やかに従う。

また、法第50条第1項の規定による指定の取消しを受けた場合は、秘密保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、農業委員会ネットワーク業務の継続性が確保されるよう、新たに指定された法人に当該業務を引き継ぐ。

#### **3 関係行政機関等に対する意見の提出**

この法人が、法第53条第1項の規定により実施する意見の提出は、書面により行う。

### **V 補則**

#### **1 規程の変更**

この規程の変更は、総会の決議を経て、法第44条第1項の規定による知事の認可を受けることにより行う。

## 2 その他

この規程に定めるもののほか、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、法第 44 条第 1 項の規定により知事の認可を受けた日から施行する。